

ひなまちくーぽん
利用店舗登録申込書 兼 誓約書

ふりがな		ふりがな	
事業者名		代表者	
ふりがな			
所在地			
TEL		FAX	
営業時間(ランチ)		営業時間(ディナー)	
休業日	☐ 毎週 曜日 ☐ 不定休 ☐ その他()		
担当者		担当者メールアドレス	
対応可能支払方法	☐ 現金のみ ☐ PayPay ☐ d払い ☐ au Pay ☐ 楽天Pay ☐ クレジットカード		
業種	☐ 飲食業 ☐ 小売販売業 ☐ 観光業 ☐ 旅客輸送業 ☐ ナイトスポット		

【誓約内容】

下記をご一読のうえ、左側の□にチェック(✓)を入れてください。

☐当事業所は、裏面の【参画事業者条件】を有しています。

☐当事業所は、ひなまち満喫！地域活性化事業実施要綱(別紙)を熟読し、遵守します。

☐当店は、ひなまち満喫！地域活性化事業実施要綱の遵守に係る不備について、ひなまちくーぽん事務局の指摘に適切に対応しない場合や、本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、ひなまちくーぽん事務局により、参加登録が取り消されることに同意します。

令和6年 月 日

申請者名：

印

【クーポンの利用対象とならないもの】

- ①現金との換金、金融機関の預け入れ
- ②土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ③商品券、ガソリン券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、県外等に広く流通するプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- ④ICカード等のいわゆる電子マネーへの入金
- ⑤株式・先物・宝くじなどの金融商品
- ⑥通信販売による支払い
- ⑦パチンコ等遊興娯楽費の支払い
- ⑧事業活動に伴い使用する原材料、機器類および仕入れ商品等の支払い
- ⑨国や地方公共団体への支払いおよび公共料金等の支払い
- ⑩風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものに関わる支払い
- ⑪タバコの購入に対する支払い
- ⑫その他、事務局が指定するもの

【参画事業者条件】

日南市内に事業所・店舗を有する事業者

ただし、次の事業者を除く。

- ①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③前述の『クーポンの利用対象にならないもの』に記載する取引・商品のみを取り扱う店舗
- ④以下に該当する者
 - ・地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する者
 - ・刑法第96条の3もしくは第198条、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法第247条の規定に基づく控訴を提起されている者
- ⑤役員等(非常勤を含む役員及び支配人、支店または営業所の代表者、その他法人役員と同等の責任を有する者)が暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員)であるとき
- ⑥暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団)または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- ⑦役員等が自車・自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用しているとき
- ⑧役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与しているとき
- ⑨役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき